常時介護を必要とする状態に関する判断基準

介護休業は、<u>対象家族(注1)であって</u>2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある<u>もの</u>(障害児・者や医療的ケア児・者を介護・支援する場合を含む。ただし、乳幼児の通常の成育過程において 日常生活上必要な便宜を供与する必要がある場合は含まない。)を介護するための休業で、常時介護を必要とする状態については、以下の表を参照しつつ、判断することとなります。ただし、この基準に厳密に従うことにとらわれて労働者の介護休業の取得が制限されてしまわないように、介護をしている労働者の個々の事情にあわせて、なるべく労働者が仕事と介護を両立できるよう、事業主は柔軟に運用することが望まれます。

「常時介護を必要とする状態」とは、以下の(1)または(2)のいずれかに該当する場合であること。

- (1) 項目①~⑫のうち、状態について2が2つ以上または3が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。
- (2) 介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること

	状態	1	2	3
		(注 <u>2</u>)	(注 <u>3</u>)	
項目				
① 座位保持(10分間	一人で座	自分で可	支えてもらえればでき	できない
っていることがで	きる)		3	
			(注 <u>4</u>)	
② 歩行(立ち止まら	ず、座り	つかまらないでできる	何かにつかまればでき	できない
込まずに 5m程度を	歩くこと		3	
ができる)				
③ 移乗(ベッドと車	いす、車	自分で可	一部介助、見守り等が	全面的介助が必要
いすと便座の間を	移るなど		必要	
の乗り移りの動作)			
④ 水分・食事摂取(注 <u>5</u>)	自分で可	一部介助、見守り等が	全面的介助が必要
			必要	
⑤ 排泄		自分で可	一部介助、見守り等が	全面的介助が必要
			必要	
⑥ 衣類の着脱		自分で可	一部介助、見守り等が	全面的介助が必要
			必要	
⑦ 意思の伝達		できる	ときどきできない	できない
⑧ 外出すると戻れな	いこと	ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
や、危険回避がで	きないこ			
<u>とがある(注6)</u>				

9	物を壊したり衣類を破くこ	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
	とがある			(注 <u>7</u>)
10	周囲の者が何らかの対応を	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
	とらなければならないほど			
	の物忘れ <u>など日常生活に支</u>			
	障を来すほどの認知・行動			
	上の課題がある (注8)			
11)	医薬品又は医療機器の使	自分で可	一部介助、見守り等が	全面的介助が必要
	用・管理		必要	
12	日常の意思決定(注 <u>9</u>)	できる	本人に関する重要な意	ほとんどできない
			思決定はできない	
			(注 <u>10</u>)	

- (注1) 「対象家族」とは、配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母をいうものであり、同居 の有無は問わない。
- <u>(注2)</u>各項目の1の状態中、「自分で可」には、福祉用具を使ったり、自分の手で支えて自分でできる場合も 含む。
- (注3) 各項目の2の状態中、「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者、 障害児・者の場合に必要な行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことである。
- <u>(注4)</u>「①座位保持」の「支えてもらえればできる」には背もたれがあれば一人で座っていることができる場合も含む。
- (注5) 「④水分·食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ることや、摂取する量の過小・過多の判断を支援する声かけを含む。
- (注6) 「危険回避ができない」とは、発達障害等を含む精神障害、知的障害などにより危険の認識に欠けることがある障害児・者が、自発的に危険を回避することができず、見守り等を要する状態をいう。
- (注7) ⑨3の状態(「物を壊したり衣類を破くことがほとんど毎日ある」)には「自分や他人を傷つけることが ときどきある」状態を含む。
- (注8) 「⑩認知・行動上の課題」とは、例えば、急な予定の変更や環境の変化が極端に苦手な障害児・者が、 周囲のサポートがなければ日常生活に支障を来す状況(混乱・パニック等や激しいこだわりを持つ場合 等)をいう。
- (注9)「20日常の意思決定」とは、毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。
- (注 10) 慣れ親しんだ日常生活に関する事項(見たいテレビ番組やその日の献立等)に関する意思決定はできるが、本人に関する重要な決定への合意等(ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等)には、支援等を必要とすることをいう。